

令和7年度古賀市まちづくり実証実験委託 公募型プロポーザル審査基準

企画提案書、見積書等の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者（以下「最優秀者」という。）の選考を行う。

1 審査について

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(1) 書類審査

企画提案書等を提出したすべての者に対し行う。

実施要領に示す参加資格の要件等を満たしていることを確認する。

※要件を満たしていない場合は失格とする。

また、3 審査項目等の内容に沿って採点し、各委員の合計点数を平均し、点数の大きい上位6事業者程度を選定する。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書等審査は、各委員の合計点数を平均し、点数の大きい順番で順位をつける。

(3) 受託候補者の決定

書類審査及びプレゼンテーション審査の合計点数が大きい順に上位4事業者程度を選定する。

なお、点数が同点の場合は、ランクA（B）の項目が多い者を上位とする。

ただし、合計点数の平均が120点に満たない場合、選考しない。

また、ランクFの項目が1つ以上ある場合は、合計点数の平均が高くとも、選考しない場合がある。

2 採点方法

審査項目の（１）書類審査①、（２）プレゼンテーション審査①～④について、審査基準ごとにランク付けを行い、配点に対する係数を乗じて採点する。

ランク	審査区分	係数
A	特に優れた提案となっている/特に優れている	1.00
B	AとCの間	0.80
C	一定の優れた提案となっている/優れている	0.60
D	CとEの間	0.40
E	仕様書の内容は満たしているが、優れている点が認められない	0.20
F	仕様書の内容を満たしていない/提案がなされていない	0.00

3 審査項目等

(1) 書類審査

審査項目	審査基準	配点
① 提案内容	古賀市の地域課題の分析が的確にできているか。 他自治体ではなく古賀市でこそ取り組むべき内容か。	30点
② 業務実績	提案事業と同内容の業務実績を有しているか。(最大5件) 1件あたり2点。	10点
合 計		40点

(2) プレゼンテーション審査

審査項目	審査基準	配点
① 業務の基本方針	業務目的及び内容を理解し、積極的な業務提案がなされているか。	20点
② 提案内容	古賀市の地域課題の分析が的確にできているか。 他自治体ではなく古賀市でこそ取り組むべき内容か。	20点
	仕様書の目的・内容等を反映した、本業務にとって有効で実現性の高い提案内容であり、かつ、コンセプトが明瞭であるか。	50点
	実証実験後の事業展開に期待できるか。	50点
③ 実施スケジュール	実施スケジュールは適当か。	10点
④ 実施体制	業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制が整っているか。	10点
合 計		160点